資料３－１

令和６年度地域公共交通確保維持改善事業
に関する事業評価について

１　事業評価の概要

協議会は、生活交通確保維持改善計画（※１）に位置付けられた補助対象事業（※２）について、実施状況の確認と目標達成状況等の評価を行ったうえで、その結果を地方運輸局長に報告することとなっている。

※１　津市地域内フィーダー系統確保維持計画
※２　地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業
（津市コミュニティバス）

２　事業評価の目的

⑴　補助対象事業がより効果的、効率的に推進されること
⑵　地域全体のネットワークを踏まえた評価及び見直しがなされること

３　評価の項目

⑴　前回の事業評価結果の反映状況
⑵　事業実施の適切性
⑶　生活交通確保維持改善事業計画における目標・効果の達成状況
⑷　事業の今後の改善点

※⑶については、複数の運行系統を包括して目標を設定している場合は、事業の性質に応じ、当該複数運行系統を包括的に評価することができる。

４　計画策定から事業評価までの流れ

（令和6年度事業）

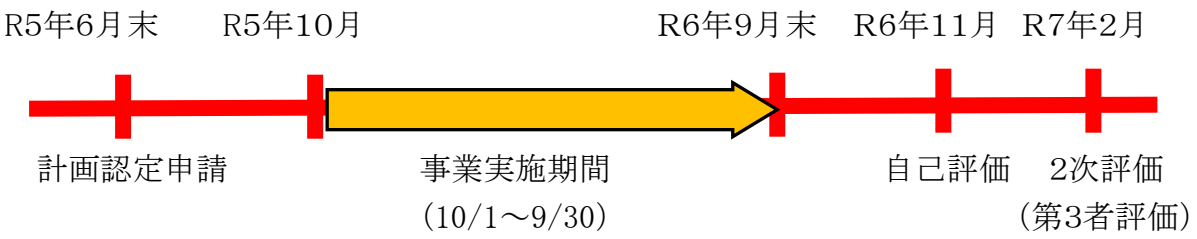

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年11月26日

協議会名：	津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：	津市地域内フィーダー系統確保維持計画

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	津市は、平成18年1月1日に10市町村の合併により誕生し、面積は711．18㎢と県内で最も広く、県の中心部に位置している。 津市の地域公共交通が目指すべき将来像「快適で幸せな暮らしを支える公共交通体系が確立したまち」の実現に向け、津市コミュニティバスを運行することで、一般路線バスのサービスを享受することができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。このため、地域公共交通確保維持事業により、津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。また、津市が持続的に発展し、安心して暮らせるまちであり続けるために、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、機能的かつ効率的な公共交通網を整備していくことを目的としている。

資料３－２

（別添1）

資料３－３

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
北部地域	津市	河芸循環ルート（1） 河芸総合支所～近鉄豊津上野駅、近鉄千里駅～河芸総合支所	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	4.30	●目標値の達成状況 運行目標値を達成した。 ●考察 商業施設が集積する千里ヶ丘地区と各集落をつなぐほか、鉄道に乗り継ぐことができるよう河芸地域全体を循環運行しており、三重交通バス路線「津太陽の街線」と路線が重複する千里ヶ丘地区及び杜の街地区については、週1回水曜日のみの運行としている。 地域住民の移動ニーズが高い千里ヶ丘地区の商業施設や医療機関、温浴施設のあるほほえみセンター等での利用が多く、運行目標値を達成した。	地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。
		河芸循環ルート（2） 河芸総合支所～近鉄豊津上野駅、近鉄千里駅、千里ヶ丘公民館～河芸総合支所								
	津市	河芸南・一身田・白塚循環ルート 河芸総合支所～北部市民センター前、白塚駅西、近鉄豊津上野駅～河芸総合支所		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B		3.31	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 河芸地域から津地域北部への移動需要に対応するため、一身田地区及び白塚地区へ延伸している。 一身田地区及び白塚地区から商業施設の利用が定着し、運行維持基準値を達成し、運行目標値を達成できなかったものの、令和6年度以降さらに利用が伸びており、地域からの要望により新設した「美松園団地」停留所においても一定の利用がみられた。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
南部地域	津市	久居西循環ルート 久居総合支所前～榊原口～久居インターガーデン	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	4.87	●目標値の達成状況 運行目標値を達成した。 ●考察 三重交通バス路線「榊原線」と重複している路線があり、役割分担が必要であるが、地域から運行継続を求める意見が強かったことに加え、榊原地区は高齢化率が高いことや、七栗地区はコミュニティバスの利用が多いことから、週1日2循環の運行としている。 西部の榊原地区や栗葉地区から鉄道や路線バスとの乗継が可能な停留所や久居地域の商業施設、医療機関への利用が多く、運行目標値を達成した。	地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。
	三重交通（株）	久居北・片田・高茶屋ルート 久居駅東口～久居インターガーデン～片田団地		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A		5.59	●目標値の達成状況 運行目標値を達成した。 ●考察 片田地区及び高茶屋地区から久居地域の商業施設及び医療機関への移動需要に対応した運行としており、イオンタウン津城山、久居インターガーデン等の商業施設への買物利用や医療機関への通院利用が多い。 片田地区や高茶屋地区、久居駅北東部の住宅地から久居地域の商業施設、医療機関への利用が伸びており、運行目標値を達成した。	地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。
	三重交通（株）	久居南・雲出ルート 三重中央医療センター～久居インターガーデン、桃園駅東～イオンモール津南		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B		2.57	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 雲出地区から久居地域の商業施設及び医療機関への移動需要や、久居地域から津地域南部の商業施設への移動需要に対応した運行としている。 イオンモール津南への利用が伸びたことで運行維持基準値は達成したものの、住宅地付近で利用の多かった停留所の一部で利用が減少しており、運行目標値を達成できなかった。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
北西部（芸濃）地域	津市	芸濃北ルート 長徳寺～中町～芸濃総合支所	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	2.22	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 芸濃地域北部の集落から芸濃地域の中心部にある商業施設や医療機関、芸濃総合支所等をつなぐルートを設定している。 商業施設や医療機関、芸濃総合支所での乗降が多く、運行維持基準値は達成したが、令和5年10月に商業施設での買い物時間にゆとりを持たせるためダイヤ改正を行い、「イオンタウン芸濃」停留所での利用が増加した一方で、他の商業施設や医療機関への利用が減少するなど、全体の利用が伸びなかったことから、運行目標値を達成できなかった。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。
	津市	芸濃南ルート（1） 長徳寺～中町、市場～芸濃総合支所		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B		2.36	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 芸濃地域南部及び芸濃地域西部の集落から芸濃地域の中心部にある商業施設や医療機関、芸濃総合支所等をつなぐルートを設定している。 各集落から商業施設や医療機関、芸濃総合支所での乗降が多く、運行維持基準値は達成したが、雲林院地区での利用が少ないことや、令和5年10月に商業施設での買い物時間にゆとりを持たせるためダイヤ改正を行ったものの、買い物利用が増加しなかったことから、運行目標値を達成できなかった。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。
		芸濃南ルート（2） 北畑～中町、市場～芸濃総合支所								

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
北西部（安濃）地域	津市	清水ヶ丘・戸島・椋本ルート 芸濃総合支所～曽根橋～清水ヶ丘団地	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	2.45	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 明合地区等から安濃地区の商業施設及び村主地区等の医療機関への移動ニーズに対応するとともに、芸濃地域の商業施設へ乗り入れるルートを設定している。 芸濃地域や安濃地域の商業施設での利用が多く運行維持基準値を達成したが、令和5年10月に商業施設での買い物時間にゆとりを持たせるためダイヤ改正を行い、「ぎゅーとらラブリー芸濃店」での利用が増加した一方で、利用者の多い「曽根橋」停留所などでの利用が減少し、運行目標値を達成できなかった。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。
	津市	妙法寺・野口・椋本ルート 芸濃総合支所～曽根橋～安濃総合支所		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	C		1.60	●目標値の達成状況 運行維持基準値を達成できなかった。 ●考察 草生地区等から安濃地区の商業施設及び村主地区等の医療機関への移動ニーズに対応するとともに、芸濃地域の商業施設へ乗り入れるルートを設定している。 芸濃地域の商業施設への買い物利用が多いが、明合地区、草生地区からの利用が少なく、運行維持基準値を達成できなかった。	地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に併せて運行維持基準の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
南西部（美里）地域	三重交通（株）	穴倉・辰水・忠盛塚ルート（1） 美里総合支所～忠盛塚～榊原口	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	C	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	1.43	●目標値の達成状況 運行維持基準値を達成できなかった。 ●考察 地域内にスーパーマーケットがない当該地域の状況に鑑み、津地域及び久居地域への買い物のため、一般路線バスとの接続強化を図り、津地域方面への一般路線バスとの乗り継ぎ停留所として設定した「忠盛塚」及び「稲葉口」停留所で一定の利用が確認できたが、地域内には目的地となる商業施設や医療機関が少なく、全体として利用が伸び悩み、特に辰水地区での利用が少なく、運行維持基準値を達成できなかった。	地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に併せて運行維持基準の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。
		穴倉・辰水・忠盛塚ルート（2） 美里総合支所～忠盛塚～美里総合支所								
	三重交通（株）	長野・榊原ルート（1） 平木～美里総合支所、稲葉口～湯の瀬		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	C	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	0.93	●目標値の達成状況 運行維持基準値を達成できなかった。 ●考察 地域内にスーパーマーケットがない当該地域の状況に鑑み、津地域及び久居地域への買い物のため、一般路線に接続するルートを設定している。 乗り継ぎ拠点として設定している「稲葉口」及び「榊原口」停留所で一定の利用が確認できるものの、地域内には目的地となる商業施設や医療機関が少なく、全体として利用が伸び悩み、特に榊原地区での利用が少なく、運行維持基準値を達成できなかった。	地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に併せて運行維持基準の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。
		長野・榊原ルート（2） 湯の瀬～稲葉口～平木								

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
南西部（一志）地域	嬉野タクシー(有)	一志東・伊勢中川駅ルート（1） 伊勢中川駅東口～川合高岡駅～とことめの里一志	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B	運行目標値：3.5人以上／便	2.98	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 川合地区等から地域住民の移動ニーズが高い高岡地区の商業施設や医療機関へ行けるようなルートを設定するとともに、市域を越えた松阪市の伊勢中川駅方面への移動ニーズにも対応し、一志地域東部と松阪市嬉野地域の伊勢中川駅周辺を一体とした移動手段を確保したルートを設定している。 運行目標値は達成できなかったものの、商業施設及び一志温泉やすらぎの湯とことめの里一志への利用が多く、特に松阪市と隣接する川合地区から松阪市の商業施設への利用が増加しており、運行維持基準値を達成した。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。
		一志東・伊勢中川駅ルート（2） 片野集会所～川合高岡駅～とことめの里一志								
	嬉野タクシー(有)	一志西循環ルート とことめの里一志～川合高岡駅～とことめの里一志		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	C		1.65	●目標値の達成状況 運行維持基準値を達成できなかった。 ●考察 自主運行バス（廃止代替バス）「多気線」の見直しにより廃止された区間の代替手段として、井生地区までルートを延伸し、地域住民の移動ニーズが高い高岡地区の商業施設及び医療機関や一志温泉やすらぎの湯とことめの里一志等を循環するルートを設定している。 ぎゅーとら一志店やマックスバリュー志店への買い物利用が多いが、大井地区や高岡地区、南部へ乗り入れている停留所において利用者が減少しており、運行維持基準値を達成できなかった。	地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に併せて運行維持基準の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
南西部（白山）地域	三重交通（株）	八対野・大三ルート（1） 榊原車庫前～榊原温泉口駅～一志病院 八対野・大三ルート（2） 榊原車庫前～榊原温泉口駅、グリーンタウン～一志病院	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	3.91	●目標値の達成状況 運行目標値を達成した。 ●考察 近鉄榊原温泉口駅から県立白山高校への通学需要に対応するため毎日運行としている。また、自主運行バス（廃止代替バス）「榊原線」の「榊原車庫前」以南を廃止したため、代替手段として朝夕の時間帯に一部ルートを設定している。 榊原温泉口駅から県立白山高校への利用やマックスバリュ（白山店）、県立一志病院への利用が多く、運行目標値を達成した。	地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。

（別添1）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和6年11月26日

協議会名： 津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 津市地域内フィーダー系統確保維持計画

①補助対象事業者等		②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況				⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】		【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価	【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 ＜評価基準＞ A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。	A・B・C評価	【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 ＜評価基準＞ A：運行目標値を達成 B：運行維持基準値は達成したが運行目標値は未達成 C：運行維持基準値を未達成			【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
運行地域	運行事業者						目標値（人）	実績値（人）	考察	
南西部（美杉）地域	三重交通（株）	美杉東ルート（1） 丹生俣～伊勢竹原駅前～一志病院	・運行目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の維持確保に取り組んだ。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行った。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B	運行目標値：3.5人以上/便 運行維持基準値：2.0人以上/便	2.52	●目標値の達成状況 運行目標値は達成できなかったが、運行維持基準値は達成した。 ●考察 下之川地区や多気地区から県立一志病院や津市家庭医療クリニック等への通院利用や、マックスバリュ（川口店）への買い物利用ができるようルートを設定している。 各地区から県立一志病院及び津市家庭医療クリニックへの通院並びにマックスバリュ（川口店）への買い物利用が多く運行維持基準値を達成したが、多気地区南部等での利用が少なく、運行目標値は達成できなかった。	運行目標値の達成に向けて、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。
		美杉東ルート（2） 伊勢奥津駅前～伊勢竹原駅前、家城駅前、一志病院～マックスバリュ（川口店）								
		美杉東ルート（3） 一志病院～伊勢竹原駅前、家城駅前～伊勢奥津駅前								
		美杉東ルート（4） マックスバリュ（川口店）～伊勢竹原駅前、一志病院、家城駅前～丹生俣								
	三重交通（株）	美杉西ルート（1） 川上～敷津、竹原～一志病院		A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A		4.00	●目標値の達成状況 運行目標値を達成した。 ●考察 自主運行バス（廃止代替バス）「名張奥津線」の代替となるよう、伊勢奥津駅から敷津まで運行するルートとし、また、八幡地区や八知地区等から県立一志病院や津市家庭医療クリニック等へ通院するほか、マックスバリュ（川口店）へ買い物に行けるようルートを設定している。 各地区から県立一志病院及び津市家庭医療クリニックへの通院利用、マックスバリュ（川口店）への買物利用が多く、運行目標値を達成した。	地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。
		美杉西ルート（2） 川上～比津、竹原、一志病院～マックスバリュ（川口店）								
		美杉西ルート（3） 川上～比津、竹原～一志病院								
		美杉西ルート（4） マックスバリュ（川口店）～敷津、竹原、一志病院～川上								

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年11月26日

協議会名：	津市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：	地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	近年、人口減少及び少子高齢化、モータリゼーションの進展等によって公共交通の需要が低下したことにより、公共交通の利用者は全国的に減少傾向が続いており、鉄道や路線バスの廃止等によるサービス水準の低下及び公共交通を担う民間事業者の経営悪化といった悪循環が社会問題となっている中、現行の『（第2次）津市地域公共交通網形成計画』の計画期間が満了することから、津市が持続的に発展し、安心して暮らせるまちであり続けるために、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、機能的かつ効率的な公共交通網を整備し、その維持・確保に取り組むため、観光客など来訪者の公共交通利用を増やす視点はもちろん、生活交通を含めた地域公共交通の持続性を高め、地域課題の解決や地域公共交通の活性化に向け、次世代モビリティ等の活用や多様な分野との連携等の観点も踏まえながら、移動手段の確保・充実につながるよう取り組んでいくため、津市地域公共交通計画を策定することを目的として本事業を実施する。 本事業は、市内の地域公共交通の現状を整理したうえで、移動の実態やニーズ、課題・方向性等を把握、分析し、関連計画との整合性を図りながら、拠点間を結ぶ公共交通のサービス水準を維持し、拠点と居住地を結ぶ公共交通ネットワークの確保に努めるとともに、地域特性に応じた持続可能な交通体系を確立するために必要な事業である。

資料３－４

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）

令和6年11月26日

協議会名：津市地域公共交通活性化協議会

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針
【事業内容及び結果概要を記載】	A・B・C評価	【事業が適切に実施された（されている）かを記載。適切に実施されなかった（されていない）場合には、実施されなかった事項及び理由等記載】	【補助申請を行う補助対象事業名、事業内容、実施時期等を記載】
・市内の公共交通に関する現状整理及びニーズ等調査 既存資料・調査や地域公共交通あり方検討会での地域からの意見、事業者ヒアリングから津市の公共交通の現状を確認し、現状整理及びニーズ等調査を基に、津市の公共交通の課題等を整理することができた。 ・地域公共交通計画素案の作成・とりまとめ 今後、本事業のこれまでの実施結果を基に計画素案の作成・とりまとめを行い、分科会及び法定協議会で協議・検討の上、その協議内容を反映させた計画（案）を今年度内に作成する。 なお、この計画（案）を基に、協議会での協議、パブリックコメントを実施し、令和7年度中に津市において計画を策定予定。 ・協議会等開催 法定協議会（津市地域公共交通活性化協議会）において業務の進め方等を協議の上、津市地域公共交通計画の策定に向けた専門的な検討を行うため津市地域公共交通計画検討分科会を開催し、現状整理及びニーズ等調査の結果から抽出した課題について協議を行った。今後、これまでの事業実施結果から計画素案を作成・とりまとめを行い、分科会及び協議会でその内容について協議を行う。 津市地域公共交通計画検討分科会の開催 （令和6年7月、10月、12月（予定）、令和7年2月（予定）） 津市地域公共交通活性化協議会の開催 （令和6年5月、8月、11月、令和7年3月（予定））	A	計画どおり事業を実施している。	【補助対象事業名】 津市地域公共交通計画策定支援業務 【事業内容】 ・市内の公共交通に関する現状整理及びニーズ等調査 ・地域公共交通計画素案の作成・とりまとめ ・協議会等開催 【実施時期】 令和6年7月3日～令和7年3月31日

資料３－５